(240)	北緯二一度五六分九秒・九七七九東経一二八度四三分一五秒・五九九九の点
(241)	北緯二一度五六分二八秒・一〇五〇東経一二八度四三分六秒・一〇四三の点
(242)	北緯二一度五六分四六秒・二八一一東経一二八度四二分五六秒・七一六七の点
(243)	北緯二一度五七分四秒・五〇五七東経一二八度四二分四七秒・四三七三の点
(244)	北緯二一度五七分二二秒・七七八一東経一二八度四二分三八秒・二六六六の点
(245)	北緯二一度五七分四一秒・〇九七九東経一二八度四二分二九秒・二〇四七の点
(246)	北緯二一度五七分五九秒・四六四五東経一二八度四二分二〇秒・二五二一の点
(247)	北緯二一度五八分一七秒・八七七三東経一二八度四二分一一秒・四〇八八の点
(248)	北緯二一度五八分三六秒・三三五七東経一二八度四二分二秒・六七五三の点
(249)	北緯二一度五八分五四秒・八三九二東経一二八度四一分五四秒・〇五一八の点
(250)	北緯二一度五九分一三秒・三八七一東経一二八度四一分四五秒・五三八七の点
(251)	北緯二一度五九分三一秒・九七九〇東経一二八度四一分三七秒・一三六一の点
(252)	北緯二一度五九分五〇秒・六一四二東経一二八度四一分二八秒・八四四三の点
(253)	北緯二三度〇分九秒・二九二二東経一二八度四一分二〇秒・六六三七の点
(254)	北緯二三度〇分二八秒・〇一二四東経一二八度四一分一二秒・五九四四の点
(255)	北緯二三度〇分四六秒・七七四二東経一二八度四一分四秒・六三六八の点
(256)	北緯二三度一分五秒・五七七〇東経一二八度四〇分五六秒・七九一一の点
(257)	北緯二三度四分二九秒・四〇七〇東経一二八度三九分三二秒・一一五七の点

附　則

この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年九月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百三号

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第十四条第一項並びに同項において準用する同法第三条第二項及び第三項並びに第六条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令（平成八年政令第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「含む。」の下に「第五条第二項及び」を加える。

第九条を第十条とし、第五条から第八条までを一条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の一条を加える。

（大陸棚の定着性種族に係る漁業等に関する技術的読替え等）

第五条　法第十四条第一項の規定により法第三条から第十三条までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条の見出し	排他的経済水域における	特定大陸棚の定着性種族に係る
第三条第一項	我が国の排他的経済水域（以下単に「排他的経済水域」という。）において行う	行う大陸棚であって排他的経済水域でない区域（以下「特定大陸棚」という。）の定着性種族に係る
	排他的経済水域における外国人の漁業等	特定大陸棚の定着性種族に係る外国人の漁業等
第三条第二項及び第三項	排他的経済水域における外国人の漁業等	特定大陸棚の定着性種族に係る外国人の漁業等
第四条第一項	排他的経済水域	特定大陸棚
	海域（その海底を含む。以下「禁止海域」という。）においては、	海域の海底及びその下の区域（以下「禁止区域」という。）の定着性種族に係る
第五条第一項	排他的経済水域（禁止海域	農林水産省令で定めるところにより、特定大陸棚（禁止区域
	においては、農林水産省令で定めるところにより、	の定着性種族に係る
第六条第一項	排他的経済水域において行う	行う特定大陸棚の定着性種族に係る